

# 大型・中型・けん引免許取得助成金交付要綱

平成21年 9月 1日 制 定  
平成29年 3月24日 最終改正

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「本会」という。）が本会自動車運転練習場を活用した会員事業者ドライバー育成対策の一環として行う、従業員の大型・中型・けん引免許取得を支援するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「大型免許」とは、車両総重量11トン以上又は最大積載量6.5トン以上等の自動車（大型自動車）を運転できる免許である。

「中型免許」とは、車両総重量7.5トン以上11トン未満又は最大積載量4.5トン以上6.5トン未満等の自動車（中型自動車）を運転できる免許である。「中型限定（8トン）免許」（平成19年6月1日以前に取得した普通免許）については該当しない。

「けん引免許」とは、重被けん引車（車両総重量750kgを超える被けん引車）をけん引できる免許である。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、会員事業者の従業員が、前条に掲げる免許を取得した場合、本会自動車運転練習場の利用に要した費用の一定額について助成を行うものとする。

2 会費の滞納がない会員事業者であること。

## (助成金の金額)

第4条 助成金額は、大型・中型・けん引免許のいずれかの免許を取得するに当たって、本会自動車運転練習場で練習のために要した利用料（支払ったコース使用料、車両使用料、通いコース料、添乗指導料）の2分の1を交付する。ただし、大型免許取得につき1名当たり15万円、中型免許、けん引免許取得につき1名あたり10万円を上限額とし、1会員事業者あたり3名を上限とする。

## (助成申請及び助成金の請求)

第5条 助成を希望する事業者は、別紙様式による「大型・中型・けん引免許取得助成申請書兼交付請求書」（以下「助成申請書」という。）及び関係書類を本会に提出し、

請求するものとする。

(助成申請書の提出期限)

第6条 前条の助成申請書の提出期限は、当該年度3月25日までとする。

2 上記期限内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第7条 本会は、第5条の助成申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは会員事業者に対し助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は本会が別に定める。

#### 附 則

本要綱は、平成21年9月1日から施行する。

本要綱は、平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は、平成28年4月1日より施行する。(平成28年3月28日改正)

本要綱は、平成29年4月1日より施行する。(平成29年3月24日改正)